

地域スポーツ推進表彰実施要項

【三重県】

1 趣 旨

地域又は職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もって本県地域スポーツの推進に顕著な成果をあげたスポーツ関係者及びスポーツ優良団体、企業を、この要項によって表彰するものとする。

なお、本表彰においては、障がい者にかかる地域又は職域におけるスポーツの普及及び発展に貢献したスポーツ関係者及びスポーツ優良団体、企業を含めるものとする。

2 審査及び決定

表彰される者及び団体、企業については、本要項4により推薦されたものを、三重県知事が審査のうえ決定する。

3 表彰の区分及び推薦基準

(1) 地域スポーツ推進特別功労者

以下のうち、いずれかに該当するものとする。

- ① 文部科学大臣表彰受賞後、地域又は職域において、引き続き5年以上地域スポーツの推進発展のための企画・指導に貢献している者で、おおむね60歳以上の者。
- ② 地域又は職域だけでなく、広域的かつ長期にわたって本県地域スポーツの推進発展に特別に貢献した者。

(2) 地域スポーツ推進特別優良団体・企業

以下のうち、いずれかに該当するものとする。

- ① 文部科学大臣表彰受賞後、地域又は職域において、引き続き10年以上活動を継続しているスポーツクラブ。
- ② 地域又は職域だけでなく、広域的かつ長期にわたって本県地域スポーツの推進発展に特別に貢献した団体・企業

(3) 地域スポーツ推進功労者

地域又は職域において、8年以上地域スポーツの推進発展のための企画・指導に貢献している者で、おおむね35歳以上の者であること。また、現在も熱心に活動していること。

(4) 地域スポーツ推進優良団体

① 推薦する団体が「スポーツクラブ」の場合

ア 地域及び職域のスポーツクラブであること。

イ クラブの会員は自発的加入によるものであって、会員数が少なくとも10人以上であること。

ウ クラブの活動と運営が、定期的、計画的、組織的に行われていること。(活動日数は、少なくとも週1回、年50回程度とする。)

エ クラブの活動が、その地域又は職場のスポーツ推進に貢献しているとともに、他のクラブの範に足るものであること。

オ 設立後、少なくとも5年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。

② 推薦する団体が「スポーツクラブ以外の団体」の場合

- ア 地域及び職域の団体であること。
- イ 組織的に地域スポーツ活動を行っていること。
- ウ 当該団体の行うスポーツ活動が、その地域の住民又は職場の従業員の健康・体力を増進し、その生活を明るく豊かにするために貢献していること。
- エ 設立後、少なくとも5年以上経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。

4 推薦及び推薦書の提出

- (1) 地域又は職域におけるスポーツに関する取扱（障がい者にかかるスポーツを除く）
市町教育委員会（市町長が、スポーツに関する事務を管理し、及び執行することとされた市町にあっては、市町長）及び公益財団法人三重県スポーツ協会、一般社団法人三重県レクリエーション協会は、候補者または候補団体を推薦するものとする。推薦しようとする候補者及び候補団体のある場合は、「推薦書（別紙様式）」「候補推薦調書（様式1～5）」を作成し、三重県知事あて提出する。
- (2) 障がい者にかかる地域又は職域におけるスポーツに関する取扱
市町長及び三重県障がい者スポーツ協会、三重県障がい者スポーツ指導者協議会、公益社団法人三重県障害者団体連合会、一般財団法人三重県知的障害者育成会、特定非営利活動法人三重県精神保健福祉会は、候補者または候補団体を推薦するものとする。推薦しようとする候補者及び候補団体のある場合は、「推薦書（別紙様式）」「候補推薦調書（様式1～5）」を作成し、三重県知事あて提出する。

5 表彰

表彰は、三重県知事が表彰状を授与して行う。
また、表彰の区分における表彰数は別表のとおりとする。

（別表）

	表彰の区分	表彰数
①	地域スポーツ推進特別功労者	2名程度
②	地域スポーツ推進特別優良団体・企業	2団体程度
③	地域スポーツ推進功労者	5名程度
④	地域スポーツ推進優良団体	5団体程度

6 表彰の取り消し

知事は、被表彰者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、表彰を取り消すことができるものとする。

- ① 法令違反など社会通念上好ましくない行為があったとき
- ② 被表彰者の行為により、三重県の名誉を毀損し又は信用を失墜するおそれがある場合
- ③ その他、表彰を取り消すことが適当であると認められるとき

7 表彰状の様式

表彰状の様式は、別紙のとおりとする。

8 所管

本要項の運用にあたっては、以下のとおり所管することとし、本要項に定めることのほか、必要な事項については、別に定める。

- (1) 地域又は職域におけるスポーツに関する取扱（障がい者にかかるスポーツを除く）
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課が所管することとする。
- (2) 障がい者にかかる地域又は職域におけるスポーツに関する取扱
子ども・福祉部障がい福祉課で所管することとする。

附則 この要項は平成25年6月12日から適用する。

平成26年6月12日一部改正

平成30年4月2日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正